

## 第十議院会文部委員会議録

昭和二十六年三月十四日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右門君 理事佐藤 重遠君  
理事若林 義孝君 理事小林 信一君  
柏原 義則君 甲木 保君高木 章君 東井 三代次君  
飛島 良一君 井出 太郎君  
平島 釜森 順造君 渡部 義通君

浦口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君

文部事務官(大臣) 中等教育局長 笹原 義雄君

官房事務課長 文部事務官(大臣) 学術局長 田中清助君

文部事務官(大臣) 初等教育局長 辻田 力君

文部事務官(大臣) 稲田 清助君

委員外の出席者

専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 昂君

三月十四日 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
宗教法人法案内閣提出第五一号)  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)  
昭和二十六年度に入學する兒童に対する教科用図書の給与に関する法律案(内閣提出第九八号)

○長野委員長 これより会議を開きます。

まず文部大臣に対する質疑について申し上げます。この際お願いいたしたことは、大臣が当分御欠席になる御病状でありますので、大臣に対する質疑は、これをやつていただき、答弁は文書をもつていたしたいとのことでありますから、これを政府委員より答弁していただきます。よつて御了承を願ります。

○笠森委員 それに関してもとといたしまして、ただいまの委員長の御発言であります、むしろ十分に御病気をおなおしなつて、直接に御答弁いただいた方が、かえつて進歩はせぬかといふ気がいたします。御承知のように、御答弁をいただきましても、その御答弁によつてただちに了承をいたす場合もありますし、また御答弁によつて御質問申しあげなければならぬ場合も実はたくさんあるのであります。ですから、そうすると、文書によるお答え

に對して、また質問するといふことでありますので、結局かえつておそくなればならない場合も、やはりはしないかと考えます。それらの点に関しまして、むしろ技術的には早く御病気をなおして御出席いただくようになります。

○長野委員長 できるだけさうな重複、もしくは文書による欠陥のないよう、幾らでも労を重ねまして、正確に御答弁の行われるようになつたいと思いますから、御了承願います。

○柏原委員 大臣がいかなくとも質問ができる部分もたくさんありますから、公報が出たときは、宗務課長さん

よりも片づけて、審議をどんどんやつて行くという形で、大きな問題は残りません。

そこでこの認証は、一つの許可のよう

な誤解も持たれますし、また見方によつことになるのであります。もちろん認証につきましては、宗教の教義内

容には触れなくなつておりますけれども、しかしそれを扱うものの心誠、どん

たんの氣持で扱うかということが、きわめて重大な問題になつて来ると思うのです。そこで第一番にお尋ねしたいのは、この認証の責任者たる文部大臣が、この宗教活動に対しても

信念を持つておるかということをお伺いしたいのです。第何国会で

あります。

○佐藤(富)委員長代理 休憩前に引続

き会議を続行いたします。

○佐藤(富)委員 文書でお願いすることはけつこうです、委員長の御気持が、文書によつて了承すれば、それだけでも促進に役に立つのだということは、私ども了承いたしますが、なお最後に質問したいという項目があつたときに、それは前の文書の返答によつて済んでおるということでありぞけられてしまふのでなければ、むろん異存はないのです。

○長野委員長 できるだけさうな重複、もしくは文書による欠陥のないよう、幾らでも労を重ねまして、正確に御答弁の行われるようになつたい

と思いますから、御了承願います。

○柏原委員 大臣がいかなくとも質問

ができる部分もたくさんありますから、公報が出たときは、宗務課長さん

よりも片づけて、審議をどんどんやつて行くという形で、大きな問題は残りません。

○長野委員長 お答えいたします。同

ふえると思うのですが、その際主務官  
府におきましては、文部省の中に課が  
ありますから、こういうふうに認証の形  
をとつた場合、役所の組織において、  
現状のスケールでやつて行けるか。こ  
れは課長さんにお伺いしますが、さら  
に地方におきましては、県知事がやろ  
うとしますと、知事はその当の認証の  
責任者ではあるけれども、割合に宗教  
に対して無関心の人の方が知事になり  
やすい傾向にあるのです。それ  
は一つは宗教の責任者でもありますよ  
うが、それを扱うのも、宗教の事務  
を扱う人が県庁におけるおらないか。  
おらないような状態で、中学を出たよ  
うなボーイ程度の人がこれを扱うとい  
うかつこくなつておるので、この重  
大な宗教の問題を扱うにつきまして  
は、その方面に対して、今度宗教法人  
法といらものになるのですが、新し  
いところを考えられておるかといふこと  
を、これは課長さんに御答弁願いたい。  
御答弁願いましてから、次にまた御質  
問申し上げます。

通釈の上に、ともかくこの法人法の実施の面につきまして遺憾のないようより、今から研究して、かたゞく地方とも連絡をしつつある状況でござります。われくも、今の御質問の趣旨を尊重いたしまして、十分その事務の田畠を滑化並びに宗教団体の特殊性の尊重をいたした仕組みのとどに、やつて行きたいと考えております。

○柏原委員 この法案全体をよく見ますと、宗教法人法ですが、世間では、何か宗教団体の法律といふ宗教法のよくな感じを受けています。宗教法でなくて、宗教の財産に関する法律案と言ふ方が、かえつて誤解を解くのではないかろいかというふうに思うのであります。これをかえてくれといふのではありませんが、それほど一般的に誤解されやすい。そこで宗教の財産に関する法律のよななものであります。が、宗教の物的基礎です。宗教活動本来の姿を見ますと、大きな伽藍が立っているとか、構内地があるとか、境内地があるとか、そういう物的方面ももちろん大事であります。しかし本来は、信者を教育成するということに、非常に重点を置かなければならぬ。宗教の発達の上から見ますと、教育成といふ点におきましては、この間も審査員からお話をありましたが、キリスト教の牧師は、最初はお寺が建たない。牧師館という小さなそまつなところにおつて、そこで信者を集めて、家庭的に伝道布教をやつて、実績が上つてしまふけれども、小さい家におつて、それで育成して、そこから伸びて行く。そこに宗教本来の活動があり、実績が

あるのであって、目に見えた大きなものではないのです。そういう点から見ますと、この法律は、形の上では見えたところは保護するけれども、小さい目に見えざるところから伸びて行くという宗教の活動に対しても、保護というものが少いように思うのです。植物が大きくなるためには、幹も枝もいるけれども、ほんとうの成長は枝先にあるという意味から、宗務法人法を設定する場合において、借家であるとか、専門家であるとか、しかもその小さい構えの中から、ほんとうの教化育成という活動を猛烈にやつしておる。本堂とか大きなお寺とかになりますと、儀式はやるけれども、教化育成はほんの形式に流れでておるというところから、宗教活動をもつと旺盛にする意味においては、その小さいところの末梢の活動をある程度、保護されむちやくに保護はできませんが、それに対する相当な理解を持つといふことが、非常に大事だと思うのでござります。その点において、宗教法人法がいるのにつきましては、資産がいるのですが、どれくらいの資産があつたらいいか。一坪や二坪では、これは境内地とは言えませんが、どのくらいの尺度のものを持つていなければならぬか。この第一条には「財産を所有し」と書いてありますが、財産権の中に、は、借地権とか借家権とかも入つておるかどうか。また法人などにつきましては、どれくらいのものをもつて一つの尺度にするか。私はかつてアメリカにおった時分に、布教したことがありますが、その時分には、何もなく一千五六十ドルなら五千ドルほんと出せ

ば、法人になるといふ形式があります。これを認定する場合には、法律に簡単に書いてあります。どういう形で財産を所有し」と規定されていますが、所有権を持たなければならぬのかというのであります。これに対しましては、必ずしも所有権を持つておるということを条件といたしてはなりません。なほかつ、実際に所有しておるといふことである。は借用し、その他法律の關係で、その建物なり土地なりを、現実の宗教團体の用に供しておるといふことです。あれば、けつこうであります。その基準が、十坪なければいかぬ、あるいは百坪なければいかぬ、こういふことを准もございません。宗教團体としても、しかも実際活動しておるその現状につきまして――ここでは法が第二条に掲げてあります。ようやく、三つの目的を挙げております。かかる主たる目的を有する団体としての活動が、実際に行われておるならば、この宗教法人法ですが、その宗教團体は宗教法人になり得る道が開かれておる、こういふ趣旨でございまして、何らかであるとか制限などを設けておりません。現実に宗教團体として宗教法人であれば、しかもその活動をするための物的な施設を持つておるならば、それでけつこうでございまして、法定された条件その他のことは、全然ございません。

院、教会、修道院】これらはよく「わが體」というのは、どの限度まで入れるかということが、非常にめんどくさいと思います。従つて、これは宗教団体になつて来る。宗教団体の定義は、ここには「教義をひろめ、儀式行事を中心とし、及び信者を教育育成すること」、あつて、この三つがそろつておればよいといふのであります。宗教団体ではないけれども、類似したものがある。たとえば共産党のようなものは、レンン廟をつくつて礼拜施設をやつてる。そして礼拜をしなければ首にならぬと言つておる。これは宗教ではないけれども、非常に宗教的で、徳田球一君のごときは、われらの父と言わせておられるから、まったく宗教的なものになつておる。ですから宗教というものは、まことに複雑怪奇な内容を持つてゐる。宗教自体が非常に神祕的なものですから、その線を引くのに、非常にふんどうだらうと思ひます。と言うて、ここに疑問を持つつておるのであるが、宗教本来が神祕的なものですから、なかなが定義もしにくいだらうし、宗教の定義がなければ、これは扱えないのではないかといふ議論も出て来ておりますが、私は定義は要求しません。定義は宗教哲学の本を読めば、五十でも百でもありますから、それを東にしたものがその通りだといえは、それが結論でしよう。そんなことはは会の問題で、国会の問題でないと思ひます。ただ實際上の取扱いにおいて、類似团体、こうなりますと、具体的にどんなものがあつて、どういうところ

で線を引くか。私心配なのは、宗教法人は人令によつて宗教法人になつておるものが、今度の宗教法人法によつて落される部分が相当あるだろ。その中で、いい悪いは論じませんが、いいものも落ちるかもしれない。また悪いものも落ちるかもしれない。まだ悪いものという言葉は使いませんが、まだはつきりしないものも落ちるだろ。どういう線でやつて行くか。これは認証の事項にまたもどつて來るのであります。が、事務当局としては、どういふうにその点を考えておられるか、ひとつ御意見をお聞きしたいのであります。

○篠原政府委員 大だいまの御質問ですが、二条の第一号に「礼拜の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」とござります。この類する団体といふものは、非

常に各宗派名称を異にしておりまして、あくるにも非常にたくさんのがございます。従つてここでは、神社、寺院、教会と、例示的にここに掲げた

あるいは教誨所、講義所等の名称で、實質においては教会とほとんど変わり

がない物的な施設を持つ団体として、活動しているといふものがござります。あくまでもこれは例示として掲げられたものでありまして、なおこれらに類する団体は、先ほど申したような団体をわれ／＼は予想しておる次第でございます。

○柏原委員 少しつきりしませんが、また追つていたすことにしてしまして、その次に神饌田、仏供田、修道耕牧地、これらは現在どんなところにど

のくらいあるかといふことをひとつ御

説明願いたい。農地法で、宗教法人は土地を持てなくなつてゐるのですが、これが農地を寄付して、宗教法人の神饌田等にしたいという場合に、農地からそつちへ移すことができるのかどうか、

○篠原政府委員 大だいまのは、農地法の関係から、神饌田、仏供田というふうなものを境内として設定すること

ができるか、こういふ質問と了解いたしましたが、農地法の関係の影響を受けますところは、これは別個の法で参りますところは、

ますので、農地法より除外するといふ意味における神饌田、仏供田といった境内地を設定しても、効力がそこまで行かないと了解しております。しか

し現実の問題といたしましては、農地委員会等にはかりまして、おの／＼各

宗教団体がその衷情を申し述べ、またはその必要性を力説いたしまして、仏供田あるいは神饌田として、それは多

少の範囲はありましようが、所有しておるところは、実例としてございま

す。

○柏原委員 宗教団体の行う公益事業でございますが、宗教の公益性と特異性を發揮いたしまして、宗教団体が各種の公益事業をすることは、非常に大事なことだと思うのです。國家の手で

公益事業をやりますと、どうしても役所式で親切が足らぬ。やはり宗教奉仕の観念で公益事業をしっかりとやらせたい。しかし公益事業をやりますと、當

利目的ではないけれども、そこに収益といふものが出て来るわけあります。これに対しまして、実際宗教団体が公益事業をやって、その収益に対し

て、税の点でどういふうな取扱いを受けておるか。やり方によつては、こ

れは成り立たません。國の方でやれば、これは税はかかりませんけれども、宗教団体がやれば、同じ公共のた

めにやつても、そこに税といふものが出て来る。たとえば病院のような事業

をやりますと、奉仕的にやつておりますの

で、ここに問題となると思ひます。この公益事業に対しては、どういふ取扱

いを受けるのかといふことの御説明を願いたいと思います。

○篠原政府委員 宗教団体が営んでおりますところの公益事業は、非常に各

種各様あります。大だいまの説明によります病院等も、その一つでございま

すが、かかる向きの公益事業は、他の法令との関係におきましても、特別な

取扱いを受けていると了解しております。たとえば病院につきまして、社

会事業法による社会事業の一つとして、税

施設として営む、こういふ場合には、

その方面的法の適用を受けまして、税の免除を受けているような次第でござ

ります。その他おの／＼の営むところの事業の性質によりまして、その基礎

用を限定しておる、こういふ趣旨でござります。

○柏原委員 以上で終ります。

○佐藤(重)委員長代理 東井三代次君

○東井委員 大臣にお尋ねしたい二、三の点がありますが、これは大臣の出席を待ちまして御質問をいたしたいと存じます。

そこでこの法案の第三条にうたわれおります「固有」という文字の意義でございますが、これを簡単に御説明願いたいと思います。

○篠原政府委員 大だいまの御質問の「固有」の意義につきましては、宗教

団体本来の性質を持つておる、こういふ趣旨でございまして、所有権のいかん、あるいは法律上における所有権、

収益が百万円ある、そのうち、大体その事業を営んだ経費その他の関係も考

慮いたしまして、三〇%はこれを一応課税免除外の形をとつております。そ

うしてあの七十%についてこれを税の対象にする。三〇%はその公益事業

のために、または公益事業を営む事業のためには、公益事業を主たる目的のほう

に、副目的といたしまして公益事業をやる。その公益事業は、もつばら宗教

的目的のために使用される性格から生れています。そのためのものでありまして、従つてその事業収入は、個人的あるいは特殊目的に使用されずに、宗教団体の

主旨的なり、あるいは団体の営む諸般の事業の方面にこれを活用してもらいたい、こういふ趣旨で、その収益の使

用を限定しておる、こういふ趣旨でござります。

○柏原委員 以上で終ります。

○佐藤(重)委員長代理 東井三代次君

○東井委員 大臣にお尋ねしたい二、三の点がありますが、これは大臣の出

席を待ちまして御質問をいたしたいと存じます。

そこでこの法案の第三条にうたわれおります「固有」という文字の意義でございますが、これを簡単に御説明願いたいと思います。

○篠原政府委員 大だいまの御質問の「固有」の意義につきましては、宗教

団体本来の性質を持つておる、こういふ趣旨でございまして、所有権のいかん、あるいは法律上における所有権、

収益がございまして、あるいは地方厅にお

きましても相連携の上で、その範囲なりあるいは言葉の意味なりにつきまして、当然責任をもちまして、十分に本来の意味を説明申しくあるいは連絡の上、万遍憾ないようにしていたいと考えております。

○東井委員

それで了解はされます

が、実際問題といったしましては、たとえば、私これは後刻大蔵省の当局に一応確かめたいと思うのであります。今篠原政府委員は、文部大臣並びに都道府県知事が責任をもつてこれを善処するというような御意見であります。が、たとえば課税の問題につきましては、税務当局とそれからわれく当事者、その宗教団体の当事者の意見が一致しないというような場合、もちろんこの客觀性といふことが重大なことになつて参りますけれども、その際でも、文部大臣なりあるいは都道府県知事の解説が相当力をを持て得るかどうか。またそういうお見通しをお持ちであるか承つておきたい。

○篠原政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、われくといたしましては、税関係を担当する政府諸機関なりあるいは中央地方を通じまして、この問題につきまして疑惑がございまます場合には、十分連絡いたしまして、お互いの協調をはかり、たしまして、お互いの協調をはかり、かつまた、実際に宗教団体に迷惑のかからないように、相互に連絡調整して行きたい、こういうふうに考えております。

○東井委員 そこでそういう場合に、こいつがわくは第八十四条でございますね、こういつたことが具体的にひとつ考慮されますように、切にここでは

希望をしておく次第であります。

そこでさらに第三条の字義につきまして伺つておきたいと思うのでござい

ます。第一号にたくさん例示をされておりますが、大体ほかの文字につきま

しては了解をしておるのであります

が、特にここで承つておきたいのは、

庫裏という文字があります、それから教職舍、信者修行所という文字がありますが、この二つの文字につきまして、政府当局の解釈を承つておきたいと思ひます。

○篠原政府委員 ただいまの庫裏と申しますのは、特に一般的に申しまして、信者修行所あるいは庫裏、教職舍、こういうふうに規定されていますのは、特に一般的に申しまして、信者修行所あるいは庫裏、教職舍、こういうふうに掲げておりますが、仏教なり、あるいはキリスト教なり、あるいは神道なりのおのの特殊なしかも代表的な建物をここに例示としてあげているわけであります。従つてかかる性質の向きのものは、たとえば庫裏的性格を持つてゐるならば、必ずしもこれは仏教のみでなく、各宗教のこの種設備について同じように考えてある、こういふ趣旨でございます。これはすべての例示につきまして、一般的に申し上げられる点でございます。

○東井委員 その御解釈で、大体は了解できますが、さらに押して、たゞいま御説明の教職舍といふことにつきまして、たとえば、今キリスト教の場合の例をおあげになりましたが、それは一つの例示であつて、たとえば庫裏でも、ただ単に仏教だけのものじゃない、そいつたものは、單に例示にすぎないと、いふような御意味の御発言から考えまして、この教職舍といふこともキリスト教だけに適用されるものじやなかろうと、こう思ひのであります。

○篠原政府委員 ただいまの御意見の通りでございます。但し、事実關係として、もつぱら使われておるのでなければいかぬのではないかといふ意味で、もつぱらといふ言葉を使つたのであります。

○東井委員 長着席 そこでくどいようになりますが、さらに推してお尋ねしておきたいのは、この信者修行所であります。先ほどの篠原政府委員の御説明で、明確に了承はしておるのであります。それが一つの構内地に集まつて、従つてこの性質が各宗教の組合しているような場合には、割合に明確にわかるのであります。たとえばありますけれども、天理教におきまし

ては、信者の修行所として信徒詰所と

いうものを所有しておるのであります。これはもつぱら信者の教育成と関係上、信者なりあるいは教師なり、もつぱら修行する、あるいは自分の宗

教心を向上せしめる、あるいは教化力

を強からしめる、こういう施設として一般にございますところのものを、ここで信者修行所、こういうふうに規定した次第でございます。それから教職舍といふものは、よく多くの例といたしましては、キリスト教関係の牧師館と通称しておりますが、かかる向きの性格を持つた教師の宿舎、教育成を中心としたしますところのその教師の宿舎、こういうふうに了解しておる次第でございます。

○東井委員 もつぱらその關係とおつしやる意味は、教師といふものは、宗教団体に奉仕する者であります。その教師の宿舎といふようなことに使われる場合も含まれるわけでございませんか、こう考えます。

○篠原政府委員 ただいまの天理教にございまる信徒詰所の意味のお尋ねであります。しかし先ほど申しますが、この信者修行所は、もつぱら信者の信仰を深めるとか、修行をする施設と考えております關係で、一般的に申しまして、信者修行所といふのは、往々にして實際の使用關係が非常に違つておる、ほかの目的に使われておるところがござります。従つて、先ほど申しましたように、もつぱらその用に供するならば、これは天理教で申します信徒詰所も、信者修行所の中に包含されて解釈するのが正しいのじやないか、こういうふうに考えます。

○東井委員 そこで第三条の第一号に「宗務

庫裏、教務院、教団事務所」というふうな文字がございます。この字句は、もちろん私わかるのであります。この数團につきましても、かかる向きの施設ならば、やはり庫裏的存在として取扱つてかかるべきだと、こう考えておられます。それから信者修行所と申しますものは、信者の教化育成を中心とするものであります。それから信者修行所と申しますが、この二つの文字につきましては了解をしておるのであります

が、特にここで承つておきたいのは、そこでさらに第三条の字義につきまして伺つておきたいと思うのでござい

ます。第一号にたくさん例示をされておりますが、大体ほかの文字につきましては了解をしておるのであります

が、特にここで承つておきたいのは、

のは、主として包括団体たとえば教派、宗派、教団なんかの包括団体の事務所である。こう理解するのであります。そこで包括団体ということになりますと、その部属教会と申しますか、部属宗教団体と申しますか、包括されております宗教団体は全国各地にわたります。そこで包括団体を持つておられます。そういうことで、全国各地に出張所といふような形態のいわゆるブランチ、支所といふものがあるわけであります。そういうふたるものの中にもう一つあります。私は含んでおると理解するのであります。私がでございましょうか。

○篠原政府委員 この第一号に例示いたしたのは、御意見の通り教宗派、教団が、もつばら宗教上の事務を取扱うところ、こううところ、こういうふうに理解しておられます。御設例の各府県に散在するその出張所、これにつきましては、この法案では別個の取扱いを受けるべき性質のものではないか。すなわち各地に散在するところの出張所が、あるいは宗教団体とし、あるいは宗教法人の適格性を有する場合においては可能でございますが、單に出張所の名においてあるがゆえに、そのことが飛地境内になる、あるいは飛地の境内建物である、こういうふうには、われくの方では理解しないでござります。

○東井委員 この飛地に存在している宗教建物、境内建物、そういうふうでなしに、その用途から申しますれば、当然にこれに含まれるというふうに思ひます。この点はいか

がござりますか。

○篠原政府委員 ここでは、もつばら宗教法人の直接事務を取扱うところといたしまして、各地に散在するたくさんの中の出張所も、その本部なり本山の支配下において事務は執行いたします。これが、本来の宗教活動それ自体は、その名においてしておるわけではございません。そこで、この宗務院なり教務院、教団事務所が持つております本院並びに全国に部属宗教団体を持つております場合には、全国各地に出張所といふような形態のいわゆるブランチ、支所といふものがあるわけであります。そういうふたるものの中にもう一つあります。私は含んでおると理解するのであります。私がでございましょうか。

○篠原政府委員 ただいまの出張所の性格の問題であります。要するにそれが本部の事務を現実にそこでおやりになつておるならば、單なる事務の執行所でなくして、本部と同じような性格を持つたものが散在しているといふふうに了解される限りにおいては、御意だ大きいために、一箇所で事務がとれない、全国各地に部属宗教団体を包括しておる場合、一箇所ではとても事務がとれないといふところから、各地に便宜事務の支所を持つておるわけです。それが直接に事務を行つておるとか、間接であるとかいうのではなく、組織が大きいがゆえにそれがある、こうじうことあります。

○篠原政府委員 ただいまの御意見の、各地に散在する宗教団体といふおつしやるが、本質は事務所であります。ここに書いてあります教務院、宗務院、教団事務所といふのは、包括団体の本山の事務所だと思うのです。その事務所が、包括団体といふものは非常に厖大なものでありますから、やはり各地に事務所を持つておる。だから本部は同じで、ただ別に枝になつておる、ブランチであるというような關係にあるわけです。

○篠原政府委員 ただいまの御質問は宗教団体の単位について考える場合におきまして、その事務の性質から申しまして、御説のように入るように理解いたします。ただ單なる事務の出張所の問題でして、事務所だけが各地に散在する、それだけで宗教団体あるいは母体の宗教団体なり教會の中に事務所を併設してあるならば、これはわれわれもお説のように理解してさしきかえない、こう考えております。

大分時間が迫つて参りましたので、後に譲りたいと思うであります。もう一、二点きようお尋ねしておきた

いと思います。

○東井委員 よく了承いたしました。

○篠原政府委員 八十一条の三号の問題でござりますが、ここで規定してござりますように「礼拜の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに」そういう言葉を追加しております。従つて、たとえば天災地変とか、あるいは火災などを慎重に取扱うよう、たとえば、ただいまからそういう御構想なり、また全国の何らかの連絡会を開くとか、あるいは文部省の方から協議をするとか、全国の都道府県に何らかの連絡なり、また慎重に取扱うべきものだといふことを、本省の方から相談をされるよろなお考えは、ただいまお持合せありますか。

○篠原政府委員 御意見の通り、われわれいたしましても、非常に慎重を期しております。従つて本条が成立いたしましたあつきにおきましては、講習会を開設するとか、あるいはブロック会議を開くとか、万全の用意はしておるわけでありまして、遺憾なきよう実施したい、こういうふうに考えております。

○東井委員 これはたいへん重要なことではないかと私は思われますが、事実において一部地方で阻害され、了解しないのであります。御承願います。

ら、どうか万全の御準備を願いたいと希望を申し上げておきます。

それからもう一点お尋ね申し上げておきたいのは、八十二条の第三号であります。この第三号からいふく判断をする場合に、たとえば礼拜の施設が滅失後二年以上経過はしておるけれども、依然として熱心に宗教活動を続けているために各地に散在しておる同じ性質のものが、認められないのですか。

先ほど相原委員からお尋ねになりましたが、文部省におきましては、もちろん予算措置を講じてあります。これは第五条の第一項、第二項の問題であります。ですが、先ほどの篠原政府委員の御答弁では、もちろん文部省におきましては、予算措置を講じて、十分備えをしておる、こういうお話をござります。が、各府県におきまして、聞くところによると約二十方にわたる宗教団体の認証を、今度は一定期間にしなければならない。これは相当重要な事務であり、また重大な意義を有する事務ではないかと思ひます。これが、各都道府県でも相当重要視して、これを慎重に取扱うよう、たとえば、ただいまからそういう御構想なり、また全国の何らかの連絡会を開くとか、あるいは文部省の方から協議をするとか、全国の都道府県に何らかの連絡なり、また慎重に取扱うべきものだといふことを、本省の方から相談をされるよろなお考えは、ただいまお持合せありますか。

○篠原政府委員 御意見の通り、われわれいたしましても、非常に慎重を期しております。従つて本条が成立いたしましたあつきにおきましては、講習会を開設するとか、あるいはブロック会議を開くとか、万全の用意はしておるわけでありまして、遺憾なきよう実施したい、こういうふうに考えております。

ように考えられる向きがあるのです。そういうつた場合、これはもちろん、今度税務当局にも一応お尋ねを申し上げたいと思つておるのであります

が、文部当局におかれましても、そういうことをお認めになつておがどうか。さらに、もし認めておいでになれば、現在なり将来において、何らかの措置を講ぜられる御意思があるか、一応承つておきたいと思ひます。

○篠原政府委員 大だいまの御質問でござりますが、八十四条は、御質問の本来の意味におきまして、この規定が設けられておるのござります。從つてわれ／＼といたしましても、この法の適用あるいは運用の上におきましては、この方面的関係官庁とも十分連絡しがつまた、御承知のように、税法關係が種々難多にわかれでるといふ関係から、いすれも宗教団体に関する限り、十分調査研究いたしまして、関係方面とも連絡し、あるいは地方との関係におきましても、密接に連絡しつつやつて行きたい。なおわれ／＼の趣旨をいたしますところは、地方税法等につきましても、区々にわたつては困る、やはり宗教団体が公平であるは平等の原則の適用を受けている関係上、当然そういうような趣旨の徹底まで行かなければならぬ、こういうふうに考えておる次第であります。

○東井委員 この法律の一つのポイントもあるようにも思われますので、どうかひとつ十分にこの第八十四条につきましては、善処していただきたいと希望申し上げる次第であります。時間も迫りましたが、最後にもう一

点文部当局にお尋ねをしておきたいと思います。これは私は次回に労働大臣にせひお聞きしておきたいのであります。それが、文部当局の御意見もとの際承つておきたいと思ひます。それ

は宗教団体の大きな事務所につきまして、現在労働基準法といふものが適用されておるのであります。私は労働基準法という法律の本質から考えまし

て、たゞそば宗教団体の事務所で働くされておるその状況が、客観的に労働者といふふうに見られるにいたしまして、この労働基準法を適用されるにつ

いては、不適当ぢやなかろうかというふうに思ひます。さらにこれは委曲を盡してもう少し申し上げるところは、私は少くとも宗教

もわかりませんが、私は少くとも宗教

によつては、不適当ぢやなかろうかといふふうに思ひます。この点につきましては、私は労働大臣と一応よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一応よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一応よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一応よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

保といふふうなことでは、規定できな  
いと考えております。

○東井委員 どうかひとつ労働基準法につきましても、さらに細密な御検討を願います。私は後刻また労働省当局と議論したいと思いますが、ただいまの御議論を承つて、了承しておく次第であります。これで終ります。

○長野委員長 渡部義通君。  
○渡部委員 宗教法人法案がおされたということには、非常に重要な意味があると思うのです。今日のように、経済的な窮屈や戦争の危機から来る人心の焦躁といったよろなことを、社会的な環境としまして、いろ／＼な形の宗教が続出して、中には明らかに取締らなければならないよろな邪教までが、続出する傾向にあります。従つて一定の宗教法人法案といふものが提出されることは、重要な意味を持つわけでもあります。その場合に第一に問題になるのは、先ほどから問題になりましたが、宗教団体としての存在なり活動

といふことはけつこうでござりますが、この宗教法人法案をおきましては、宗教法人になる道を宗教団体に開設なり、あるいは財産なり、こういつたものをよりかかりの基準として考

えます。その法人格を得ないといふふうな憂いがあるわけです。それはどういふうに理解したらしいですか。

○篠原政府委員 ただいまの御質問であります。それで、われ／＼の御質問でござりますが、私は少くとも宗教

もわかりませんが、私は少くとも宗教

によつては、不適當ぢやなかろうかといふふうに思ひます。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

准法というよろな法律は適用すべきものじやない、こうじよろに信じております。この点につきましては、私は労働大臣と一必よく検討して

ならず、最近では仏教の新しい動向としまして、われ／＼の知つておる限

から、一定の財産を所有しているわけなんです。こういう宗教団体がある

いは宗教的な組織が、法人的な保護の施設を備えていないものは、法的な

保護を受くべき要素を持つておりながら、それを受けることができないといふふうに書いてあるので、礼拝の施設を備えていないものは、法的な

ういう活動ができないわけでありますから、一定の財産を所有しているわけなんです。こういう宗教団体がある

いは宗教的な組織が、法的な保護の施設を備えていないものは、法的な

保護を受くべき要素を持つておりながら、それを受けることができないといふふうに書いてあるので、礼拝の施設を備えていないものは、法的な

ういう活動ができないわけでありますから、一定の財産を所有しているわけなんです。こういう宗教団体がある

いは宗教的な組織が、法的な保護の施設を備えていないものは、法的な

保護を受くべき要素を持つておりながら、それを受けることができないといふふうに書いてあるので、礼拝の施設を備えていないものは、法的な

される場合に、誤解を生ずる憂いがあるのであつて、宗教の中心が礼拜であるというふうな考へ方は、宗教の特質に関する一定の僻見的な規定になつてしまふのである。必ずしも礼拜施設を備えているのが、宗教的特質的なものであるといふふうなものじやないと、思ひます。神道であつても、現在は神社も設けられてゐるが、われく歴史的な見地からしますと、原始神道といふものは、そういう神社的なものは少しも持つておらなかつた。礼拜の特殊な施設といふものはないのであつて、至るところで移動しながらなされておつた。現在においても、禪宗的なもの、それから原始仏教的なもの、依然としてそういう形をとるのであつて、固定された施設といふものはない。こういう規定を設けておくと、それを處理する場合に、法的な保護の範囲外に立たなければならぬといふ取扱いを、たとえば地方の吏員あたりにやられても、やむを得ないという結果にさえると想うのです。こういう規定をとつて、適當な妥当な言葉を用いる必要があるのでないか、この点はどうですか。

○福原政府委員 「礼拜の施設」の用語でございますが、これにつきましては、神仏墓おの／＼非常に問題がございまして、宗教団体あるいは宗教界に一応相談いたしまして、いわば礼拜の施設と申しますと、一般宗教界では、先ほどの説明のような次第で、その宗教団体中心の建物、こういふうに理解されるのであります。これにつきましては、十分われ／＼も考慮いたしまして、設けたわけでありまし

たしまして、設けたわけではありませんのであるといふふうなものじやないと、思ひます。神道であつても、現在は神社も設けられてゐるが、われく歴史的な見地からしますと、原始神道といふものは、そういう神社的なものは少しも持つておらなかつた。礼拜の特殊な施設といふものはないのであつて、至るところで移動しながらなされておつた。現在においても、禪宗的なもの、それから原始仏教的なもの、依然としてそういう形をとるのであつて、固定された施設といふものはない。こういう規定を設けておくと、それを處理する場合に、法的な保護の範囲外に立たなければならぬといふ取扱いを、たとえば地方の吏員あたりにやられても、やむを得ないという結果にさえると想うのです。こういう規定をとつて、適當な妥当な言葉を用いる必要があるのでないか、この点はどうですか。

○渡部委員 しかしそれは、やはり同じキリスト教であつても、カトリックの場合は麗々しい礼拜の施設を持つておるが、ユニテリアンの場合は持たない。こういう形式は必ずしも礼拜といふ規定を設けることにおいて、同一になるとは考えられないし、單に施設の問題だけでなくして、宗教の特徴的なものが礼拜の施設にあるといふように考へられるところに、宗教といふものに対する態度は軽んぜられるというよじ、ある宗教は軽んぜられるといふような概念があつたのではないかというふうに考へられるのですが、そういう点はどうですか。

○福原政府委員 ただいまの御質問ですが、われく／＼いたしましては、何ら他意あつて礼拜といふ言葉を用いたのであります。この点は宗教団体と十分熟議した上でここに規定するようになつたということを御了承願いたいと思ひます。認証事務は、あくまでも配慮のものにて、われく／＼の方で認証事務の行き過ぎがあつたら困るというふうに考へられるのですが、そういう問題だけではなくして、宗教の特徴的なものが礼拜の施設にあるといふように考へられるところに、宗教といふものに対する態度は軽んぜられるといふような概念があつたのではないかというふうに考へられるのですが、そういう

だけが重視されているのか、その宗教の特質、その宗教の性格といったようなものがやはり重視されておるのですか、その点はどうなんですか。

○渡部委員 しかしそれは、やはり同じキリスト教であつても、カトリックの場合は麗々しい礼拜の施設を持つておるが、ユニテリアンの場合は持たない。こういう形式は必ずしも礼拜といふ規定を設けることにおいて、同一になるとは考えられないし、單に施設の問題だけではなくして、宗教の特徴的なものが礼拜の施設にあるといふように考へられるところに、宗教といふものに対する態度は軽んぜられるといふような概念があつたのではないかというふうに考へられるのですが、そういう問題だけではなくして、宗教の特徴的なものが礼拜の施設にあるといふように考へられるところに、宗教といふものに対する態度は軽んぜられるといふような概念があつたのではないかというふうに考へられるのですが、そういう

だけが重視されているのか、その宗教の特質、その宗教の性格といったようなものがやはり重視されておるのですか、その点はどうなんですか。

○渡部委員 申請主体が實際宗教団体でないのに、宗教団体として形式上書類を持つて来るといふことがはつきりしているならば、これはあくまで法の対象にはならないと思ひます。なおかつ、たま／＼書類審査の関係で、そういう向きの団体が宗教法人になつた場合におきましては、この法案におきましては、何人に対しても、その宗教の性質とかいうものは問題にはならない。たといそれが邪教的なものであることが、世間一般の見方によつて明らかなるような場合にも、法人として認定される場合には、問題にならないということですか。

○福原政府委員 たとえば、邪教的あるいは淫祠邪教的といふ言葉は、それ自体われく／＼としては非常に注意しなければならない問題だと思つております。従つて、宗教それ自身の内容は、問題にはいたしたくないと思ひます。ただそれが他の法令との関係においておきましては、何人に対しても、その宗教法人としての法人格を失わしめる、こういう配慮はしておる次第でござります。

○渡部委員 この前の新聞にも出ましたように、たとえば千葉あたりに淫祠邪教的なしかも厖大な金を擁しておる宗教団体があつて、これには手入れが行わたかどりかは知らないが、とにかく非常に世間にても、官厅方面においても、問題になつたわけです。しかし、こういふうな団体が設立事項を不當な取扱いを受けた場合に、これを審議会に申し出る、そしてその審議会といふものが文部大臣に申して、文部大臣が決定権を持つておるわけですね。そうするとやはり限界線を決定するものは、終局的に一応文部大臣にあるといふうに理解するのであります。宗教に対する解釈その他の見詰め、これ

なりから、淫祠邪教的あるいはイノチキ宗教として取締らなければならぬといわれておるようなものまで、認証されなければならない、そして法人保護を受けるということになる、そういう結果になります。

○渡部委員 形式的な面のみが設立対象になるとしますと、たとえば、經濟的な利益を追求するために、宗教的な仮面をかぶつて法人組織を設定して行なうといふようなことがないとも限らないし、現にそういうことが、世間に多くあり得るわけですが、こういうことを防ぎ得ることにはならないじやないですか。

○福原政府委員 申請書類の不実の記載の場合は、罰則の規定もございますが、筆者も申しました認証取消しの原因といたしまして、宗教団体でないことがはつきりするならば、これは何人といえども、その証拠を添えて出してもらえれば、現在の宗教法人令下においては、その用意はございませんでしたが、御説の向の点についておきましては、宗教法人法案におきましては、宗教団体でないものがかかる保護を受けるために申請する場合の用意はしているわけでござります。

○渡部委員 宗教団体であるかないか言われたように、非常に限界がむずかしいのであつて、形式的な面からのみ、それが設立認証の対象になるということになると、いろいろな問題が起きます。

○福原政府委員 おそらく御説のような向きのもので、主として設立される法人団体の形的な面が、認証のための関係事項になつておるようになりますが、たゞ、各種の刑法その他の関係から、秩序維持あるいは公共の福祉に反するという面から、他の法令にも抵触することになるのではないか、そういう向きの面から規制を受けて行く、こ

人の保護のもとに置くといふ最後の決定権が文部大臣にあるということになります。

○櫻原政府委員 形式的に申しますれば、その通りです。しかし、宗教法人審議会が設置された意味合いのものは、御承知のように宗教団体の要望もあり、かたゞ、委員の構成などにつきましても、十分慎重を期して参りました。

従つて、その意見に反対するような問題の決定は、あり得ないと思ひます。実質的には宗教法人審議会の意見を十分尊重した上でやるということは、ほかの審査委員会の例におきまして同じことだと、われくは存じております。

〔委員長退席 佐藤（重）委員長代 理着席〕

○渡部委員 そうすると、それほど重いことになるわけですが、文部大臣が宗教審議会を任命するということになりますと、結局文部大臣が、自分の立場あるいは自分の見識に基いて、一定の宗派なり、学識経験者なりから一定の委員を選ぶという結果になるわけですね。そうすると結局は一定の幾つかの宗派がある、あるいは一部の人たちが、これについての宗教の審査の上の決定権を持つということになりますと、これは宗教二十万团体があると言われておる宗教各派の上からいつて、非常に問題になるのではないか、もつともうかの具体的にいろいろな案がありますが、そういう点にまづいた。

○櫻原政府委員 この宗教法人審議会は、諮問機関としての性格を持つてお

りますので、他の例によりまして、これを設けたわけでございます。ただいまの委員の選任の問題は、七十二条には、御承知のように宗教団体の要望もあり、かたゞ、委員の構成などにつきましても、十分慎重を期して参りました。

従つて、その意見に反対するような問題の決定は、あり得ないと思ひます。宗教法人審議会の意見を十分尊重した上でやるということは、ほかの審査委員会の例におきまして同じことだと、われくは存じております。

〔委員長退席 佐藤（重）委員長代 理着席〕

○渡部委員 そうすると、それほど重いことになるわけですが、文部大臣が宗教審議会を任命するということになりますと、結局文部大臣が、自分の立場あるいは自分の見識に基いて、一定の宗派なり、学識経験者なりから一定の委員を選ぶという結果になるわけですね。そうすると結局は一定の幾つかの宗派がある、あるいは一部の人たちが、これについての宗教の審査の上の決定権を持つということになりますと、これは宗教二十万团体があると言われておる宗教各派の上からいつて、非常に問題になるのではないか、もつともうかの具体的にいろいろな案がありますが、そういう点にまづいた。

○櫻原政府委員 この宗教法人審議会は、諮問機関としての性格を持つてお

りますので、他の例によりまして、示して、そろしてこれを世間の輿論に見出すといふような形をとることに宗教界の輿論に訴えて、そろしてその輿論が結集されたものの中から連鎖、あるいはその派でありますところの神道教派連合会、仏教連合会、あるいは神社本庁、あるいはキリスト教連盟、こういった各団体がござります。宗教上の問題については、常にわれわれは慣例といたしまして、かかる団体と連絡しつつ、すべての事務を取扱つておる次第であります。この場合におきましても、そういう方面的の要望に沿い、あるいはその団体から推薦された者につきまして文部大臣が任命する、実質においてはそういう形になるだろう。しかもなお、文部大臣が任命という言葉は、御承知のように国家公務員法に基きまして、公務員たるもののが任命する、おのく、文部大臣がやることになつておりますので、形式的に文部大臣が任命するという形に、形としてはそういう形になつておる次第でござります。

○渡部委員 そうしますと、宗教法人の最終的な認証は審議会の請問の上申による文部大臣の決定であるといふことが結論されるわけです。そこでおる次第でござります。

○渡部委員 私はどういうような宗教団体からの委員の選び方が、最善であるかということについては、宗教団体の人たちにもつとよく聞くべきだと思います。もし単に一部の有力な者からいます。もし単に一部の有力な者からだけそういう委員が選ばれて任命され、それについて文部大臣が決定するた形で、裁判権が作用されるのかどうかといふことをお伺いします。

○櫻原政府委員 宗教法人審議会は、もつばら宗教団体であることの認定に当ることを義務といたすことは相なるだらうと思うのであります。この宗教法人法が目的といたしますところは、宗教を容認する、あるいは特定の

宗教団体を庇護するとか、援助するとかいう趣旨でありますので、もつばら事務的に宗教法人を対象にしようといふところにありますし、たまくそれが宗教団体との関連、ひいては宗教と連鎖、あるいはその派でありますところの神道教派連合会、仏教連合会、あるいは神社本庁、あるいはキリスト教連盟、こういった各団体がござります。宗教団体との連携をとれることは、何が適当な方法をとることなしには、有力団体の利益になる要いがある。この点は、よほど考えなければならぬと思います。こういう事柄については、宗教団体その他の意向を十分に考慮されたいと思います。

○渡部委員 ただいまの御意見につきましては、宗教団体との連携をとりつゝ、こういう規定になつた次第でございまして、宗教団体の要望を反映しております。この場合におきましては、これらは慣例といたしまして、かかる団体と連絡しつつ、すべての事務を取扱つておる次第であります。この場合におきましても、そういう方面的の要望に沿い、あるいはその団体から推薦された者につきまして文部大臣が任命する、実質においてはそういう形になるだろう。しかもなお、文部大臣が任命する、おのく、文部大臣がやることになつておりますので、形式的に文部大臣が任命するという形に、形としてはそういう形になつておる次第でござります。

○渡部委員 そうしますと、宗教法人の最終的な認証は審議会の請問の上申による文部大臣の決定であるといふことが結論されるわけです。そこでおる次第でござります。

○渡部委員 私はどういうような宗教

宗教団体を庇護するとか、援助するとかいう趣旨でありますので、もつばら事務的に宗教法人を対象にしようといふところにありますし、たまくそれが宗教団体との関連、ひいては宗教と連鎖、あるいはその派でありますところの神道教派連合会、仏教連合会、あるいは神社本庁、あるいはキリスト教連盟、こういった各団体がござります。宗教団体との連携をとれることは、何が適当な方法をとることなしには、有力団体の利益になる要いがある。この点は、よほど考えなければならぬと思います。こういう事柄については、宗教団体その他の意向を十分に考慮されたいと思います。

○渡部委員 ただいまの御意見につきましては、宗教団体との連携をとりつゝ、こういう規定になつた次第でございまして、宗教団体の要望を反映しております。この場合におきましては、これらは慣例といたしまして、かかる団体と連絡しつつ、すべての事務を取扱つておる次第であります。この場合におきましても、そういう方面的の要望に沿い、あるいはその団体から推薦された者につきまして文部大臣が任命する、実質においてはそういう形になるだろう。しかもなお、文部大臣が任命する、おのく、文部大臣がやることになつておりますので、形式的に文部大臣が任命するという形に、形としてはそういう形になつておる次第でござります。

○渡部委員 そうしますと、宗教法人の最終的な認証は審議会の請問の上申による文部大臣の決定であるといふことが結論されるわけです。そこでおる次第でござります。

○渡部委員 私はどういうような宗教

でなくなると思うのでありますけれども、とにかく戦時中は教祖の書いた教典が天地創造に関する部分において、古事記の神典といわれていた内容を冒頭にありますし、たまくそれが宗教団体との関連、ひいては宗教と連鎖、あるいはその派でありますとともに、実際の選任にあたりましては、十分宗教

の範囲としまして、宗教家あるいは宗教に関する学識経験ある者、こういふ限度を設けておりますとともに、実際の選任にあたりましては、十分宗教連盟、あるいはその派でありますところの神道教派連合会、仏教連合会、あるいは神社本庁、あるいはキリスト教連盟、こういった各団体がござります。宗教上の問題については、常にわれわれは慣例といたしまして、かかる団体との連携をとれることは、何が適当な方法をとることなしには、有力団体の利益になる要いがある。この点は、よほど考えなければならぬと思います。こういう事柄については、宗教団体その他の意向を十分に考慮されたいと思います。

〔委員長退席 佐藤（重）委員長代 理着席〕

○渡部委員 そうしますと、宗教法人の最終的な認証は審議会の請問の上申による文部大臣の決定であるといふことが結論されるわけです。そこでおる次第でござります。

○渡部委員 この宗教法人審議会は、

でも、まず信教の自由保全の面は、規定を持つておる次第であります。おそらく戦前の例をもつては、戦後の状況は律し得ないと、私は思つております。これはあくまでも法令違反。あるいは公益侵害といったような場合には、信教の自由といえども、これはやむを得ないという角度からの規定でございまして、よくこの規定であるということを御了承願いたいと思います。

○渡部委員 戰前の憲法においても、信教の自由といふのは、一定の限度内において保障されておつた。たとえば天理教の世直し活動といふようなものが、当時の状況からいつて法律にかかるような性質のものじやなかつたといふのは、憲法において信教の自由が彈圧され、さらに法華教とかその他仏教各派が非常に強力な彈圧を受けたといふのは、憲法において信教の自由を保障されておるといふような、こいつところから来ておるのではなくて、当時の政治が、日本をどう動かして行こうとするかといふ、政治的な目的から来ておることは明らかだと思う。もしもそこまでなかつたならば、天理教あるいは仏教、あるいは神道——神道は當時圧迫されたかもしれないが、今日でも政治動向のいかんによつては圧迫されるかもしだれない。こういう問題が起きた場合に、やはり今までのように各宗派に対する弾圧が起きないとも限らない。そういう場合

に、こういう条項を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を持つものになると思いますが、その見解はどうですか。

○櫻原政府委員 ただいまの公共の福祉の観点でございますが、非常に広く解釈し得るおそれもあります。従つてこの法案では、第一号に、單に公社の福祉を書くとともに、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」というように、信教自由の保全のために、十分配慮した規定となつておる次第でございまして、戦後における各法令も、新憲法の趣旨に則つて制定され、あるいは改正されてゐる現在の法体系のもとにおきましては、御心配の向きも、かつての場合と違つてはいかと考へております。

○渡部委員 宗教と政治との関係におきましては、依然として、かつての場合は、御心配の向きも、かつての場合と違つてはいかと考へております。これは、御自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中では、平和の会といふものが、今、廣汎に動いております。これは、教会自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中では、平和の会といふものが、今、廣汎に動いております。これはあなたも御承知でありますよう。こういう平和の会は、どうしたことをしておるかといふと、やはり全面講和、再軍備反対といふことを、平和を愛する宗教者の立場から、これを強力にやつております。今に天理教もやるなりと思ひます。そろしますと、や認しなければならぬと思ふ。政治が常に宗教に対して一定の見張りをしているということは、これは認めなければなりません。そろしますと、や

はりこういう規定を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を内包しておるといわざるを得ない。たとえば、現在労働階級を中心とする全労働者が、全面講和と再軍備反対のためには、生活もまた守れないといふの独立を守る上には、どうしても必要だからやつて行くのであり、それなくしては、現在やはりこのような運動が起きないといふのが、宗派の中から、宗教団体の中から、あ

るいは宗教的な活動の中から、こういふ運動が起きておるわけです。たとえば現在ミッション離脱問題が起きておることは、御承知でありますよう。つまりアメリカからの資金や、アメリカからのいろいろな干渉のもとに、日本のキリスト教を進むべきじやない、そういうものが起きて、これは日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。日本キリスト教は日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。ところから、ミッション離脱問題といふものが横浜とか大森とか北海道で、教会自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中では、平和の会といふものが、今、廣汎に動いております。これはあなたも御承知でありますよう。こういう平和の会は、どうしたことをしておるかといふと、やはり全面講和、再軍備反対といふことを、平和を愛する宗教者の立場から、これを強力にやつております。今に天理教もやるなりと思ひます。そろしますと、や認しなければならぬと思ふ。政治が常に宗教に対して一定の見張りをしているということは、これは認めなければなりません。そろしますと、や

はりこういう規定を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を内包しておるといわざるを得ない。たとえば、現在労働階級を中心とする全労働者が、全面講和と再軍備反対のためには、生活もまた守れないといふの独立を守る上には、どうしても必要だからやつて行くのであり、それなくしては、現在やはりこのような運動が起きないといふのが、宗派の中から、宗教団体の中から、あ

るいは宗教的な活動の中から、こういふ運動が起きておるわけです。たとえば現在ミッション離脱問題が起きておることは、御承知でありますよう。つまりアメリカからの資金や、アメリカからのいろいろな干渉のもとに、日本のキリスト教を進むべきじやない、そういうものが起きて、これは日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。日本キリスト教は日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。ところから、ミッション離脱問題といふものが横浜とか大森とか北海道で、教会自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中では、平和の会といふものが、今、廣汎に動いております。これはあなたも御承知でありますよう。こういう平和の会は、どうしたことをしておるかといふと、やはり全面講和、再軍備反対といふことを、平和を愛する宗教者の立場から、これを強力にやつております。今に天理教もやるなりと思ひます。そろしますと、や認しなければならぬと思ふ。政治が常に宗教に対して一定の見張りをしているということは、これは認めなければなりません。そろしますと、や

はりこういう規定を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を内包しておるといわざるを得ない。たとえば、現在労働階級を中心とする全労働者が、全面講和と再軍備反対のためには、生活もまた守れないといふの独立を守る上には、どうしても必要だからやつて行くのであり、それなくしては、現在やはりこのような運動が起きないといふのが、宗派の中から、宗教団体の中から、あ

るいは宗教的な活動の中から、こういふ運動が起きておるわけです。たとえば現在ミッション離脱問題が起きておることは、御承知でありますよう。つまりアメリカからの資金や、アメリカからのいろいろな干渉のもとに、日本のキリスト教を進むべきじやない、そういうものが起きて、これは日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。日本キリスト教は日本人自身のクリスチヤンの手によって進むべきである。ところから、ミッション離脱問題といふものが横浜とか大森とか北海道で、教会自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中では、平和の会といふものが、今、廣汎に動いております。これはあなたも御承知でありますよう。こういう平和の会は、どうしたことをしておるかといふと、やはり全面講和、再軍備反対といふことを、平和を愛する宗教者の立場から、これを強力にやつております。今に天理教もやるなりと思ひます。そろしますと、や認しなければならぬと思ふ。政治が常に宗教に対して一定の見張りをしているということは、これは認めなければなりません。そろしますと、や

はりこういう規定を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を内包しておるといわざるを得ない。たとえば、現在労働階級を中心とする全労働者が、全面講和と再軍備反対のためには、生活もまた守れないといふの独立を守る上には、どうしても必要だからやつて行くのであり、それなくしては、現在やはりこのような運動が起きないといふのが、宗派の中から、宗教団体の中から、あ

ては、依然として存在し、かつ活動を続けることができるということになりますか。

○櫻原政府委員 その点につきましては、認証の取消し、並びに裁判所の解散命令は、共に解散事由としておりま

す。しかしながら、それによつて宗教団体でなくなるとか、あるいは宗教活動ができなくなる、こういう趣旨ではございません。法人格が喪失されると

いう限度において、御了承願いたいと

思います。

○浦口委員 そうすると、法人として登記していない宗教団体が、第八十一

条第二号における逸脱行為をした場合、この第二条の適用を受けるのかどうか。

○櫻原政府委員 宗教法人になつてい

ないものは、解散の関係、あるいは認証の取消しその他、この法でいうところの制限は受けません。宗教団体が宗

教法人となつて宗教法人格を取得しておる次第であります。

○櫻原政府委員 宗教法人になつてい

ないものは、解散の関係、あるいは認

證の取消しその他、この法でいうところの制限は受けません。宗教団体が宗

教法人となつて宗教法人格を取得しておる次第であります。

○浦口委員 第六条について、もう一

度お尋ねしておきたいと思います。この間も抽象的にお尋ねをして、御答弁をいたしておりますが、これを削つ

てはどうかと考えるわけであります。これ

は私の意見であります、これを削つ

てはどうかと考えるわけであります。この間の御答弁の中にもありましたよ

うに、実際問題として非常に营利本位

のものがあるということに対しても、遺憾の意を表されておつたわけであります。法文上「その目的に反しない限り」とらつてありますことは、取益

が正しく宗教法人の目的達成のために使われる場合は、公益事業以外の事業を行なうことができる。こういう解釈に立つかどうか、その点をお答え願いたいと思います。

○櫻原政府委員 この法の趣旨とするところは、その通りと了解いたしておる次第であります。

○浦口委員 そういたしますと、そのあがつた収益の用途が、この宗教法人たる性格に相反しない限りは、その営業の種類は問わない、こういうふうに結論づけてもよろしいかどうか、その点をお尋ねいたします。

○櫻原政府委員 先ほどの法人としての趣旨に沿わないという限度におきまして、おのずから宗教法人として、お説の通りと、われくは了

いは宗教団体であるならば、事業の種類もその目的から限定されるに違いないと思ひます。その関係から考えますときには、お説通りと、われくは了

解する次第であります。

○浦口委員 なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、いわゆる新興宗教といわれるものの一部の中に、非常に金も負け主義のものがあるといふことから、そういう疑いが出て来るわけでありまして、その新興宗教が奉じ

るところ、「その保育院」などと申しますが、十八条の「その保護管理する財産については、いやしく

過ぎである。現実の事実を押えて、か

つまた行き過ぎないための根拠ともな

んでおる向きもござります関係上、こ

れを制限するということとは非常に行き

どど申し上げたような趣旨で置かれて

おるので、現実の問題といたしまして、正常なる公益事業以外の事業を営

みでおる向きもござります関係上、こ

れを制限するということとは非常に行き

どど申し上げたような趣旨で置かれて

おるので、現実の問題といたしまして、正常なる公益事業以外の事業を営

みでおる向きもござります関係上、こ

いか、あるいは逸脱しているかといふ境界は、非常にむずかしいのであります。事信仰という人間の最も崇高な面でいわゆる教育育成を担当する宗教団体に、そういうまぎらわしい、しかもあがつた収益の使途が、この宗教法人たる性格に相反しない限りは、その営業の種類は問わない、こういうふうに結論づけてもよろしいかどうか、その点をお尋ねいたしました。

○浦口委員 先ほどの法人としての趣旨に沿わないという限度におきまして、おのずから宗教法人として、お説の通りと、われくは了

解する次第であります。

○浦口委員 なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、いわゆる新興

宗教といわれるものの一部の中に、非

常に金も負け主義のものがあるといふことから、そういう疑いが出て来るわけでありまして、その新興宗教が奉じ

るところ、「その保育院」などと申しますが、十八条の「その保護

管理する財産については、いやしく

過ぎである。現実の事実を押えて、か

つまた行き過ぎないための根拠ともな

んでおる向きもござります関係上、こ

れを制限するということとは非常に行き

どど申し上げたような趣旨で置かれて

おるので、現実の問題といたしまして、正常なる公益事業以外の事業を営

みでおる向きもござります関係上、こ

こであります。

〔佐藤（重）委員長代理退席、委員長着席〕

その次に、その事業が実際に公益事業であるか、あるいは公益事業以外かは別いたしましても、それから生じる結果において不親切なことになりはしないか、こういうふうに考えるのではありませんが、その点いま一度御答弁願います。

○浦原政府委員 ただいまの御意見は、われくとしても同感する点が非常に多いであります。この法は、先ほど申し上げたような趣旨で置かれておるので、現実の問題といたしまして、正常なる公益事業以外の事業を営んでおる向きもござります関係上、こ

れを制限するということとは非常に行き過ぎである。現実の事実を押えて、か

つまた行き過ぎないための根拠ともな

らうか、そういうふうな配慮から、こ

とに規定された次第でござります。

○浦口委員 そのおつしやることは、よくわかりますが、十八条の「その保育院」などと申しますが、十八条の「その保護管理する財産については、いやしく過ぎである。現実の事実を押えて、か

つまた行き過ぎないための根拠ともな

らうか、そういうふうな配慮から、こ

とに規定された次第でござります。

○浦口委員 そのおつしやることは、よくわかりますが、十八条の「その保護

管理する財産については、いやしく

過ぎである。現実の事実を押えて、か

つまた行き過ぎないための根拠ともな

らうか、そういうふうな配慮から、こ

れに照し合せましても、この宗教法典は所有しております建物は、おそらくその拜殿とか、あるいは非常に崇高なる行事を行う建物の周囲にあるものであるということを考えられるわけでもありますので、この点私は、この条文は削るべきだ、この法案の建設からい

う場合に、初めて解散ということにならういうふうに八十二条は規定しておられます。この点は、事業面に関する限りは、宗教法人であろうとも、同じ

よう方針で出でる次第でございま

す。

○浦口委員 それでは問題を別にいたしまして、お尋ねをいたします。この法案の場合、教義そのもの根本には触れないということは、繰返して承っております。また私も承知しております。もちろん教義そのものが信仰の

活動が対象になつていることを、御

あります。この点は、事業面に関する限りは、宗教法人であろうとも、同じ

一例に相なるかもしませんが、しか

し個人的な場合が多いのじゃないかと

思ひます。なおかつ、ここでは、あくまで宗教法人としての、団体としての

の活動が対象になつていることを、御

留意願いたいと思ひます。單なる公

益侵害のみでなく、法令に違反して、な

おかつ著しく公共の福祉に反するとい

う場合に、初めて解散ということにならういうふうに八十二条は規定しておられます。この点は、宗教法人法

案に対する質疑は、本日はこれだけとしまして、次に国立学校設置法の一部を改正する法律案の質疑は、明日続行

採決に入りたいと存しております。

大に昭和二十六年度に入学する兒童

に対する教科用図書の給与に関する法律案の質疑は、本日御通告がないよう  
でありますので、明日はこの法案に  
対する質疑の通告を受け、でき得れ  
ば、明日討論まで行きたいと存じま  
す。いずれ理事の諸君と御相談をいた  
します。

なお明日、宗教法人法案の公聴会の  
公述人の選定を行いたいと存じます。  
明日は午前十時より開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

昭和二十六年三月二十四日印刷

昭和二十六年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所